

2018年5月24日

鳥取県知事
平井 伸治 殿

島根原発・エネルギー問題県民連絡会
代表 北川 泉

島根原発3号機の適合性審査申請に関する対応について

(申し入れ)

中国電力は、去る5月22日、島根原発3号機の新規稼働に向けた原子力規制委員会への適合性審査申請について、事前了解の申し入れを島根県と松江市に、事前報告なるものを境港市、米子市ほか島根県側の3市と鳥取県に行ないました。この問題については、安全協定のあり方や、稼働の必要性等について、慎重に検討すべき課題があります。当島根原発・エネルギー問題県民連絡会にも、山陰両県の市民の皆様から様々な疑問や意見が寄せられています。これらの市民の声を代表して、鳥取県知事である貴殿に申し入れを行うものです。

第一に、審査申請の「事前了解」権を30キロ圏内の全6市に

福島第1原発の事故の被害は、当時の避難計画の範囲である原発8～10キロ圏を超えて広範囲に拡大しました。この事故後、国は、住民避難計画の範囲を30キロ圏に拡大しました。だがその一方で、電力会社と地方自治体との安全協定の範囲は、原発立地自治体とその県にとどめおかれているため、原発事故災害のリスクが同様に存在しながら、立地自治体以外は周辺自治体として、稼働や再稼働への事前了解の権利（同意権）がありません。これは重大な「制度矛盾」です。

この「制度矛盾」の解消に参考となるのは、日本原子力発電の東海第2原発の新たな安全協定です。東海第2原発の安全協定は、福島原発事故を教訓として今年3月に締結され、それまでの周辺自治体も含め、30キロ圏内の全6市と事前協議を重ね「実質的に事前了解を得る」ことを明記しています。

ところが、島根原発3号機の審査申請に関して、周辺自治体が求める立地自治体並みの安全協定について松江市長は、「船頭が多ければ物事が動かなくなる。原発の安全性や事故の特徴をとらまえると立地自治体の意見を最大限に優

先すべきだ」と述べ、周辺自治体の事前同意の権利に改めて否定的な見解を表明しました。また、島根県知事は、権限や財源措置に立地自治体と周辺自治体で格差があることについて「問題として残っており」と認めながら、「中電、国に配慮してもらいたい」と指摘するだけで、自ら改革する努力を放棄しています（5月23日付「山陰中央新報」）。

これに対して、島根県側で周辺自治体とされる3市（安来市、出雲市、雲南市）は、安全協定に関し、立地自治体並みの協定締結を中電に申し入れることを、安来市長が22日、明らかにしています。鳥取県と境港市、米子市と島根県側の3市は、共同歩調が可能と思われます。

ぜひ鳥取県にお願いしたいことは、少なくとも30キロ圏内の全自治体が、稼働や再稼働への事前了解権（同意権）を持てるように、ご尽力いただきたいことです。具体的には、例えば鳥取県行政から島根県知事に向けて、上記のような「新安全協定」を締結するまでは、中国電力の審査申請に関する事前了解の可否の検討に着手しないよう発信していただきたい。

私たち市民団体も、松江市、島根県の誤った主張の撤回・是正に最大限努めます。

第二に、原発のない、安心して暮らせる豊かな山陰づくり

豊かな自然と歴史が山陰の宝です。両県が持続的な発展をするためには、原発のない地域になることが大前提です。そのためには、エネルギー政策に国際レベルの視野を持ちつつ、山陰の足元から住民自治に根差した強固な地方自治づくりが望まれます。

福島第1原発の事故後、世界では原発から再生可能エネルギーへと大きく舵を切り始めています。台湾では「脱原発法」が可決され、中国は再生可能エネルギーを2050年に80%にすることを目標にしています。また、アメリカも2015年に、ハワイ州で2045年までに100%、バーモント州で2032年までに75%とする法案が順次可決。カリフォルニア州で2030年までに50%とする法案が成立しました。

日本国内においては、政府は原発が低コストだと宣伝しながら原発を推進する方針ですが、原発の事故処理費用を含めれば、原発の発電コストは13.3円/kwhと、火力の9.9円/kwhに比べても高くなっており（大島堅一龍谷大学教授による試算）、国家財政の支出や安全対策費用等も含めれば、さらに高い電気コストとなることは間違いありません。

中電は3号機の新規稼働の根拠に電力の安定供給を持ち出していますが、電力余りの時代を迎えた今日、中国地方でも2011年以降、最大電力需要は2007

年をピークに減少し続けており、全ての原発が停止しても供給予備率は10%以上を維持し続けてきました。今後も電力需要が伸びることは考えられず、もはや3号機の新規稼働は全く必要がなく、世界の流れのように、脱原発に舵を切ることができる環境下にあります。

このような中、考慮すべき鳥取沖の東西二つの断層との連動を否定し、「宍道断層」を39kmと評価した上で、2号機基準地震動を820galとする過小評価を原子力規制委員会が了承しました。これを受け、中国電力は島根原発3号機の適合性審査申請の事前了解願を島根県と松江市に出しました。その原子力規制委員会さえ「適合性審査に合格しても事故は起こり得る」と説明しています。地方自治体に責任転嫁された避難計画は、審査請求の事前了解に前のめりの松江市においても実効性が乏しく、住民の安全を保障するものとはなっていません。

全国的に見ても、山陰は若者のUターン、Iターンが確実に増えています。再生可能エネルギーの資源も豊かな潜在力を持っています。これを両県民の自信と誇りとして、安心して暮らせる豊かな山陰の地域づくりのために、行政と住民の協働を一層進めたいものです。その共通の目的のために、鳥取県の牽引力を心から期待するものです。

以上。